

令和 7 年 3 月 24 日
青森市都市整備部建築指導課長

「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） に基づく規制区域（素案）」のパブリックコメント実施

標題の件について、パブリックコメントを実施し、皆さんから意見を募集することとしましたので、お知らせします。

意見募集事案

青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）

公表資料

青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）

意見募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 30 日（水）

意見を提出できるかた

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務するかた
- (4) 市内に存する学校に在学するかた
- (5) 意見募集事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体等

公表資料の縦覧場所 ※市ホームページでも掲載

青森市都市整備部建築指導課（本庁舎 3 階）、ロビー（本庁舎 1 階）、情報公開コーナー（本庁舎 3 階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎 1 階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎 1 階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎 1 階）、各支所（5 箇所）、各市民センター（11 箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館
以上 25 箇所〔閉庁日、休館日を除く〕

募集する意見

青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）への修正意見、付加意見、代案

意見提出方法

- (1) 電子メール 青森市ホームページのトップページ＞市政情報＞広聴＞市民参加の広場内にある「わたしの意見提案制度」の該当するページから送信
- (2) 郵送（封書・はがき）〒030-8555（住所不要）青森市都市整備部 建築指導課宛
- (3) ファックス 017-752-9015（建築指導課内ファックス）
- (4) 直接持参 青森市都市整備部建築指導課（本庁舎 3 階）

結果の公表

- (1) 公表時期 令和 7 年 6 月（予定）
- (2) 公表方法 縦覧場所への備付け、青森市ホームページ、広報あおもり
- (3) 公表内容 お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方

